

福井県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した同条第1項の規定による監査の結果に関する報告を、同条第9項、第10項および第11項の規定により次のとおり公表する。

令和6年9月4日

福井県監査委員	山本 建
同	松崎 雄城
同	五十嵐 昌子
同	伊藤 和弘

第1 随時監査の趣旨

国費の受入手続不備の再発防止を図る観点から、過去における事務処理の不備と再発防止策を確認する必要があるため、定期監査とは別に、「福井県監査委員監査基準」に準拠し、随時監査を実施した。

第2 監査の対象

国庫支出金（令和元年度から令和5年度）の受入りに係る事務（県への支出決定・支払確認（法定受託事務）を含む）

第3 監査の着眼点

- 1 国費受入不備にかかる全庁調査は適正に行われていたか。
- 2 国費の受入事務について、申請手続、歳入の調定手続は適正に行われていたか、国費の県への支払手続（法定受託事務）は適正に行われていたか、また、事務手続の進捗管理、チェック体制は適正であったか。
- 3 再発防止策について
不備のあった所属において、実効性のある措置が講じられているか、また、全庁的なチェック体制（内部統制）の強化が図られているか。

第4 監査の実施方法

監査は、事務局職員が実施した事前調査の結果を踏まえ、監査委員が直接、監査対象機関から監査資料等に関する説明を受けて実施した。

第5 随時監査の結果等

1 監査対象機関および実施年月日

(1) 監査対象機関

- ア 総務部による調査により国費の受入手続に不備が認められた所属
 - (ア) 健康福祉部長寿福祉課
 - (イ) 農林水産部水産課
- イ 全庁的な再発防止策を担う所属
 - (ア) 総務部財政課
 - (イ) 総務部人事課
 - (ウ) 会計局審査指導課

(2) 実施年月日

令和6年8月16日

2 監査の結果

監査を行った結果、特に措置を講じる必要があると認められた事項があったので、下記のとおり勧告した。

なお、全庁調査については、監査対象機関から提出された関係書類に基づき、聞取りを中心とした監査を行った限りにおいて、適正に行われたものと認められた。

(1) 勧告事項

- 水産庁所管の令和5年度国庫補助金（水産物供給基盤機能保全事業他）について、会計法第48条に基づく法定受託事務に係る手続不備により、著しく多額（458,554千円）の収入未済が発生していた。

同じく、令和元年度国庫補助金（マハタ種苗生産施設整備事業）について、平成30年度に水産庁への交付申請を失念し、翌年度に繰越された本来交付されるべき補助金185,814千円が交付されなかった。

＜農林水産部 水産課＞

- 厚生労働省所管の令和5年度国庫補助金（介護保険関連システム保守委託・改修・整備事業）について、厚生労働省への事前調査の回答に報告漏れがあり、本来交付されるべき補助金1,650千円が交付されなかった。

＜健康福祉部 長寿福祉課＞

上記の事項について、次のとおり勧告する。

事務手続の不備により、国費を受入れできなかった事案が複数発生していたこと、また、事案が発生した時点でその事実が庁内で共有されず、全庁的な再発防止策が速やかに講じられなかったことは大変遺憾である。

今後、このような事案が二度と発生することがないように、実効性のある

再発防止策を確実に実施するよう勧告する。

(2) 意見

監査結果を踏まえ、次のとおり意見を提出する。

- ア 国費事務の担当所属（法定受託事務として国の会計事務を行う所属）はもとより、会計事務に携わるすべての職員の国費事務に関する理解促進を図るとともに、事務処理に精通した職員を複数養成し、職員間で支援できる体制を確立されたい。
- イ 国費事務に関する全庁的なチェック体制を強化するため、事務の進捗状況等を一元的に管理・確認する体制を速やかに構築されたい。
- ウ 国費事務はもとより、会計事務全般についてのリスク評価と自己点検が適切に行われるよう、「福井県内部統制推進要領」のチェックシート等を見直すとともに、内部統制制度によるチェックが有効に機能するよう、全庁的な意識醸成を図られたい。
- エ 人事異動時における事務引継の際には、年間スケジュールや懸案事項、特に注意する事項などを確実に伝達するよう職員に周知されたい。
- オ 職員一人ひとりが仕事の達成感を感じられ、誇りとやりがいを持って働ける職場となるよう、業務量や職場環境に応じた適切な人員配置に努められたい。